

平成31年（令和元年）

上砂川町議会会議録

令和元年第2回 定例会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

令和元年第2回定例会

第1号(6月12日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
諸般の報告	4
伊藤充章の第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会結果報告	4
伊藤充章の第1回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告	4
伊藤充章の空知中部広域連合議会第1回臨時会結果報告	5
副議長の第1回中空知広域市町村圏組合議会臨時会結果報告	5
副議長の第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会結果報告	5
議長の石狩川流域下水道組合議会第1回臨時会結果報告	5
副町長の(株)上砂川振興公社平成30年度決算並びに令和元年度事業計画報告	6
例月出納検査結果報告(3・4・5月分)	7
町長行政報告	7
教育長教育行政報告	7
報告第2号 専決処分報告について「平成30年度上砂川町一般会計補正予算(第7号)」 (承認)	7
報告第3号 継続費の報告について「平成30年度上砂川町一般会計予算継続費繰越計算 書」(承認)	8
議案第20号 北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更について	9
議案第21号 北海道市町村総合事務組合同規約の変更について	9
議案第22号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について	9
議案第23号 令和元年度上砂川町一般会計補正予算(第3号)	11
休会について	14
散会の宣告	14

第 2 号 (6月14日)

議事日程	1 6
会議録署名議員	1 6
開議の宣告	1 6
会議録署名議員指名について	1 6
一般質問	1 6
高橋成和	1 6
企画課長 浅利基行	1 8
小澤一文	1 8
建設課長 佐藤康弘	1 9
建設課技師長 三原浩明	2 0
越前等	2 1
教育次長 斉藤琢也	2 1
住民課長 白土ゆかり	2 2
議案第20号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について (原案可決)	2 2
議案第21号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について (原案可決)	2 2
議案第22号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について (原案可決)	2 2
議案第23号 令和元年度上砂川町一般会計補正予算 (第3号) (原案可決)	2 2
調査第 2号 所管事務調査について (許可)	2 3
派遣第 2号 議員派遣承認について (承認)	2 4
追加日程について	2 4
意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書 (原案可決)	2 4
閉会の宣告	2 5

出席議員

議席 番号	氏 名	2 定	
		6.12	6.14
1	小 澤 一 文	○	○
2	越 前 等	○	○
3	伊 藤 充 章	○	○
4	吉 川 洋	○	○
5	数 馬 尚	○	○
6	堀 内 哲 夫	×	×
7			
8	高 橋 成 和	○	○
9	大 内 兆 春	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	2 定	
		6.12	6.14
町 長	奥 山 光 一	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○
監 査 事 務 局 長	内 野 博 之	○	○
総 務 課 長	米 田 淳 一	○	○
企 画 課 長	浅 利 基 行	○	○
建 設 課 長	佐 藤 康 弘	○	○
技 師 長	三 原 浩 明	○	○
住 民 課 長	白 土 ゆかり	○	○
福 祉 課 長 地域支援推進室長	山 崎 数 浩	○	○
税 務 出 納 課 長	西 村 英 世	○	○
教 育 次 長	斉 藤 琢 也	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	2 定	
		6.12	6.14
議 会 事 務 局 長	内 野 博 之	○	○
主 査	佐 藤 友 歌	○	○

上砂川町議会第2回定例会会議録（第1日）

6月12日（水曜日）午前10時00分 開会
午前10時56分 散会

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
6月12日～6月14日
3日間
- 第 3 諸般の報告
 - 1) 議会政務報告
 - 2) 第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会結果報告（伊藤議員）
 - 3) 第1回砂川地区広域消防組合議会臨時会結果報告（伊藤議員）
 - 4) 空知中部広域連合議会第1回臨時会結果報告（伊藤議員）
 - 5) 第1回中空知広域市町村圏組合議会臨時会結果報告（副議長）
 - 6) 第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会結果報告（副議長）
 - 7) 石狩川流域下水道組合議会第1回臨時会結果報告（議長）
 - 8) (株)上砂川振興公社平成30年度決算並びに令和元年度事業計画報告（副町長）
 - 9) 例月出納検査結果報告（3・4・5月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 報告第 2号 専決処分報告について「平成30年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）」
- 第 7 報告第 3号 継続費の報告につい

て「平成30年度上砂川町一般会計
予算継続費繰越計算書」

- 第 8 議案第20号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 9 議案第21号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第10 議案第22号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第11 議案第23号 令和元年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）
※ 議案第20号～第23号までは
提案理由・内容説明までとする。

○会議録署名議員

3番 伊藤 充 章
4番 吉 川 洋

◎開会の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。ただいまの出席議員は、堀内議員から欠席の届け出がありましたので、7名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和元年第2回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） 直ちに本日の会議を開きま

す。

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、3番、伊藤議員、4番、吉川議員を指名いたします。よろしく願いをいたします。

◎会期決定について

○議長（大内兆春） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月14日までの3日間をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月14日までの3日に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（大内兆春） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しておりますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会及び第1回砂川地区広域消防組合議会臨時会並びに空知中部広域連合議会第1回臨時会の結果について一括して報告を求めます。伊藤議員。

○3番（伊藤充章） 令和元年第1回砂川地区保健衛生組合議会臨時会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございます。令和元年5月20日月曜日午前10時より。

場所でございます。砂川市役所議会委員会室でございます。

議件でございます。選挙第1号 議長の選挙について、選挙第2号 副議長の選挙について、選挙第3号 組合長の選挙について、議案第1号 副組合長の選任につき同意を求めることについて、議案第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてでございます。

結果は、慎重審議の結果、議長に砂川市議会水島美喜子議長、副議長に上砂川町議会伊藤充章議員、組合長に砂川市善岡雅文市長、副組合長に砂川市湯浅克己副市長、監査委員に歌志内市議会下山則義議員が選任されたほか、議件については全会一致、原案のとおり可決されました。

以上でございます。

続きまして、令和元年第1回砂川地区広域消防組合議会臨時会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございます。令和元年5月20日月曜日午前11時より。

場所でございます。砂川市役所議会委員会室でございます。

議件でございます。選挙第1号 議長の選挙について、選挙第2号 副議長の選挙について、選挙第3号 組合長の選挙について、議案第1号 副組合長の選任につき同意を求めることについて、議案第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、議案第3号 財産の取得について、議案第4号 財産の取得についてでございます。

結果でございます。慎重審議の結果、議長に砂川市議会水島美喜子議長、副議長に浦臼町議会柴田典男議員、組合長に砂川市善岡雅文市長、副組合長に砂川市湯浅克己副市長、監査委員に奈井江町議会石川正人議員が選任されたほか、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

以上でございます。

続きまして、令和元年空知中部広域連合議会第1回臨時会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございます。令和元年5月30日木曜日午前10時より。

場所でございます。空知中部広域連合広域介護予防支援センター世代間交流室でございます。

議件でございます。選挙第1号 議長の選挙について、選挙第2号 副議長の選挙について、議案第1号 令和元年度空知中部広域連合一般会計補正予算（第1号）、議案第2号 令和元年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算（第1号）、議案第3号 空知中部広域連合介護保険総合条例の一部を改正する条例について、議案第4号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について、議案第5号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について、議案第6号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について、議案第7号 監査委員の選任について、議案第8号 監査委員の選任についてでございます。

結果でございます。慎重審議の結果、議長に奈井江町議会森岡新二議長、副議長に上砂川町議会大内兆春議長、監査委員に新十津川町監査委員奥芝理郎氏及び雨竜町議会吉本周治議員が選任されたほか、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（大内兆春） 次、第1回中空知広域市町村圏組合議会臨時会及び第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会の結果について一括して報告を求めます。高橋副議長。

○副議長（高橋成和） 中空知広域市町村圏組合議会について。

標記の件につき、令和元年第1回中空知広域市町村圏組合議会臨時会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、令和元年5月31日金曜日

午前10時30分から。

場所につきましては、滝川市議会議場でございます。

3番目の議件でございますが、選挙第1号 議長の選挙について、選挙第2号 副議長の選挙について、議案第1号 監査委員の選任について、議案第2号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について。

結果でございますが、慎重審議の結果、議長に芦別市議会田森良隆議長、副議長に上砂川町議会大内兆春議長、監査委員に赤平市議会若山武信議長が選任されたほか、議件につきましては全会一致、原案のとおり可決されました。

以上でございます。

続きまして、中・北空知廃棄物処理広域連合議会について。

標記の件につきましては、令和元年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会臨時会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、令和元年5月31日金曜日午後1時から。

場所につきましては、滝川市議会議場でございます。

3番目の議件につきましては、選挙第1号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議長の選挙について、議案第1号 監査委員の選任について。

結果でございますが、慎重審議の結果、議長に滝川市議会関藤龍也議長、監査委員に赤平市議会若山武信議長及び砂川市議会水島美喜子議長が選任されました。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 次、石狩川流域下水道組合議会第1回臨時会の結果報告について私から行います。

令和元年石狩川流域下水道組合議会第1回臨時会が開催されましたので、ご報告いたします。

日時、令和元年5月31日午前11時30分より。

場所、滝川市議会議場。

議件、選挙第1号 議長の選挙について、選挙第2号 副議長の選挙について、選挙第3号 組合長の選挙について、議案第1号 副組合長の選任について、議案第2号 監査委員の選任について、議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

結果でございますが、慎重審議の結果、議長に奈井江町議会森岡新二議長、副議長に赤平市議会竹村恵一副議長、組合長に滝川市前田康吉市長、副組合長に滝川市千田史朗副市長、監査委員に砂川市議会水島美喜子議長が選任されたほか、議件については全会一致、原案のとおり可決されましたので、報告いたします。

次に、株式会社上砂川振興公社の平成30年度営業報告・決算報告並びに令和元年度事業計画について報告を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、株式会社上砂川振興公社の経営状況等についてご報告いたします。

お手元に配付しております振興公社の平成30年度営業報告・決算報告並びに令和元年度事業計画書をご参照願います。

決算の内容についてご説明いたしますので、1ページ中段の表をご参照願います。平成30年度の決算は、収入では燃料費の高騰や大規模停電の影響等により町助成金が増額となったことにより前年度比108.4%、1,129万9,000円増の1億4,633万5,000円、支出では前年度比108%、1,083万3,000円増の1億4,583万6,000円、差し引き49万9,000円の経常利益から棚卸による商品減31万円と法人税18万円を差し引いた9,000円が当期純利益となりました。収入区分別売上高及び経費の主な内容は、1ページ下段から2ページ上段に記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思いません。

次に、2ページ中段の(2)、入り込み客数の状況ですが、日帰り入館者数は前年度対比7.4%、7,603人減の9万5,029人、宿泊客数は前年度対比

10.7%、708人減の5,906人で、施設利用者全体では前年度対比7.6%、8,311人減の10万935人と大幅に減少したところであります。

2の各実施事業の状況につきましては、(1)の健康の里づくり事業から(4)の宿泊客対策までまとめており、5ページには庶務報告と本年3月31日現在の会社の概要、7ページには施設の利用状況、また8ページ以降は貸借対照表、貸借対照表明細書、損益計算書、販売費及び一般管理費、株主資本等変動計算書となっておりますので、後ほどごらんいただきたいと思いません。

次に、令和元年度事業計画についてご説明いたします。14ページの1、基本方針であります。令和元年度は地方の景気回復の兆しが見えない中、食材費や燃料費の高騰など観光施設にとっては厳しい現状が続いておりますが、周辺温泉の動向の把握に努め、営業面を強化し、年間入館者数目標を11万人とし、利用収益は前年度決算の11.2%増の1億780万円を目標に掲げ、営業努力をいたします。

次に、2の部門別事業計画であります。1)の日帰り部門から(5)、特産品開発販売部門まで目標達成に向けた取り組み方針をまとめておりますので、後ほどごらんいただきたいと思いません。

次に、3の事業予算であります。収入を1億3,211万5,000円、支出を1億3,170万円とし、差し引き41万5,000円とする予算であります。詳細につきましては、飛びまして17ページの収支計画明細書によりご説明いたします。収入であります。利用収益として入館料2,400万円、町民無料券等800万円、宿泊料2,400万円、以下手数料まで合計で1億780万円を見込み、営業外収益であります補助金等は2,431万5,000円とし、収入合計を1億3,211万5,000円としたところであります。

次に、支出であります。人件費と福利厚生費で5,170万円のほか、主なところでは燃料費1,450万円、光熱水費1,600万円、仕入れ1,950万円を見込み、支出合計を1億3,170万円とし、差し引き4

1万5,000円の経常利益を確保する収支予算としております。

以上が振興公社の営業報告・事業計画であります。振興公社にあっては依然として厳しい経営環境にありますことから、町からさらなるご支援をいただき、健全経営がなせるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたくお願い申し上げます、ご報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の3月、4月、5月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（大内兆春） 日程第4、町長の行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） それでは、町長行政報告をいたします。

今回報告いたします平成31年第1回定例会から本定例会までの町政執行上の町内外の行事、会議につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでありますので、お目通し願います。

そのほか1件、産業廃棄物処理施設建設計画案の凍結について報告をいたします。本件については、旭川市の企業より東町地区に産業廃棄物処理施設の建設計画案の提示があり、経緯及び計画案を全員協議会を開催いただき、その内容等を報告しているところでありますが、その後4月28日に同社の臨時株主総会が行われ、その総会において役員体制が一新されました。新体制のもと経営会議及び事業拡大戦略会議が開催され、その結果、経営の安定化を図り、新規事業については当面凍結することとなり、去る5月28日に新社長が来庁し、その経緯と本町に提示した計画案を凍結する旨の説明があったところであります。本町といた

しましては、本施設の立地の可否について検討している最中ではありますが、同社からの申し入れを受け、立地可否の検討を一旦中断させていただきますことを申し上げ、町長行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で町長行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（大内兆春） 日程第5、教育長教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育長教育行政報告を申し上げます。

平成31年第1回定例会から本定例会まで、特に報告する事項がございませんので、町内外の主要な行事、会議につきましてはお手元に配付しております行政報告書をごらんいただき、教育行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で教育長教育行政報告を終わります。

◎報告第2号

○議長（大内兆春） 日程第6、報告第2号 専決処分報告について「平成30年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第2号 専決処分報告について「平成30年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）」について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次の事件を専決処分したので報告する。

補正理由といたしましては、地方消費税交付金及び地方交付税の増額に係る歳入予算について補正し、産業振興基金及び振興公社事業開発基金への積立金について歳出予算の補正をするものであ

ること。

それでは、報告第2号、予算書本文をごらん願います。報告第2号 平成30年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）。

平成30年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9,320万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月29日専決、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（大内兆春） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、報告第2号について内容の説明をいたします。

このたびの補正は、地方消費税交付金及び地方交付税の精査による歳入増加分について産業振興基金並びに振興公社基金に積み立てるものであります。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、6款地方消費税交付金1,700万円の追加で、5,860万円となります。

1項地方消費税交付金、同額であります。

9款地方交付税2,300万円の追加で、17億1,324万1,000円となります。

1項地方交付税、同額であります。

歳入合計が4,000万円の追加で、36億9,320万円となります。

2、歳出、7款商工費4,000万円の追加で、1億5,563万9,000円となります。

1項商工費、同額であります。

歳出合計が4,000万円の追加で、36億9,320万円となります。

事項別明細書、5ページ、歳出であります。3、歳出、7款1項2目企業開発費4,000万円の追加で、1億2,140万5,000円となります。産業振興基金に3,000万円、振興公社事業開発基金に1,000万円積み立てるものであります。

歳入に参ります。4ページであります。2、歳入、6款1項1目地方消費税交付金1,700万円の追加で、5,860万円となります。

9款1項1目地方交付税2,300万円の追加で、17億1,324万1,000円となります。いずれも交付決定による精査であります。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で報告理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

報告第2号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより報告第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号 専決処分報告について「平成30年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）」は、承認することに決定いたしました。

◎報告第3号

○議長（大内兆春） 日程第7、報告第3号 継続費の報告について「平成30年度上砂川町一般会

計予算継続費繰越計算書」を議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第3号 継続費の報告について「平成30年度上砂川町一般会計予算継続費繰越計算書」について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成30年度上砂川町一般会計予算の継続費にかかる歳出予算を次のとおり令和元年度へ逐次繰越したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告する。

令和元年6月12日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（大内兆春） 以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、報告第3号について内容の説明をいたします。

継続費につきましては、平成30年第2回臨時会におきまして一般会計にて補正予算計上し、継続費の議決を得た範囲内で令和元年度へ逐次繰り越したので、報告するものでございます。

事業内容であります。認定こども園等複合施設建設事業につきましては、平成30年度に複合施設の建設が完了いたしました。令和元年度は園舎南側の園庭を中心とします外構工事を行う事業となっておりますので、2カ年にわたる継続事業としての対象経費を令和元年度に繰り越すものであります。

それでは、本文に参ります。3款民生費、2項児童福祉費、事業名、認定こども園等複合施設建設事業、継続費の総額6億1,282万2,000円、平成30年度継続費予算現額、予算計上額5億8,850万円、前年度逐次繰越額ゼロ円、計5億8,850万円、支出済額及び支出見込額5億8,778万9,600円、残額71万400円、翌年度逐次繰越額71万400円、左の財源内訳、繰越金71万400円、特定財源、国庫支

出金ゼロ円、地方債ゼロ円、その他ゼロ円。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で報告理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

報告第3号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより報告第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号 継続費の報告について「平成30年度上砂川町一般会計予算継続費繰越計算書」は、承認することに決定いたしました。

◎議案第20号 議案第21号 議案第22号

○議長（大内兆春） 次に、日程第8、議案第20号と日程第9、議案第21号及び日程第10、議案第22号は、関連がありますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、日程第8、議案第20号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてと日程第9、議案第21号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について並びに日程第10、議案第22号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました議案第20号、議案第21号及び議案第22号について一括提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

初めに、議案第20号 北海道市町村職員退職手当組規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組規約を次のとおり変更する。

続きまして、議案第21号 北海道市町村総合事務組規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組規約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合の脱退に伴い、規約の変更について協議するため議会の議決を求めるものであること。

続きまして、議案第22号 北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合の規約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合、池北三町行政事務組合及び十勝環境複合事務組合の脱退に伴い、規約の変更について協議するため議会の議決を求めるものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第20号、議案第21号並びに議案第22号について一括して内容の説明をいたします。

このたびの議案は、地方自治法第286条第1項の規定に基づく一部事務組合の規約の変更に関する

ものであります。

内容につきましては、提案理由にございますとおり、北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合、池北三町行政事務組合及び十勝環境複合事務組合が解散し、それぞれの組合から脱退したことに伴い、規約の関係条文を改めることについて、構成する各自治体の議会の議決を求めるものであります。

なお、規約の変更箇所につきましては、資料ナンバー1から資料ナンバー3の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に参ります。初めに、議案第20号でございます。北海道市町村職員退職手当組規約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表空知管内の項中「、北空知葬斎組合」を削り、同表日高管内の項中「、日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝管内の項中「、池北三町行政事務組合」を削る。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

続きまして、議案第21号でございます。北海道市町村総合事務組規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1空知総合振興局（33）の項中「(33)」を「(32)」に改め、「、北空知葬斎組合」を削り、同表日高振興局（16）の項中「(16)」を「(15)」に改め、「、日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝総合振興局（24）の項中「(24)」を「(23)」に改め、「、池北三町行政事務組合」を削る。

別表第2の9の項中「、北空知葬斎組合」、「、

日高地区交通災害共済組合」及び「池北三町行政事務組合」を削る。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道の知事の許可の日から施行する。

続きまして、議案第22号でございます。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年5月1日地方第772号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「池北三町行政事務組合」、「日高地区交通災害共済組合」、「十勝環境複合事務組合」及び「北空知葬斎組合」を削る。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第23号

○議長（大内兆春） 日程第11、議案第23号 令和元年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第23号 令和元年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いいたします。

元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行に伴い、施行日以降は、「平成31年度上砂川町一般会計予算」の名称を「令和元年度上砂川町一般会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成32年度」以降も同様と

する。

令和元年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,670万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1,240万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による、継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

令和元年6月12日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、議案第23号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、13款国庫支出金953万9,000円の追加で、2億4,309万1,000円となります。

2 項国庫補助金953万9,000円の追加で、9,171万8,000円となります。

17款繰入金7,810万円の追加で、1億9,260万円となります。

1 項基金繰入金、同額であります。

18款諸収入250万円の追加で、8,620万1,000円となります。

5 項雑入250万円の追加で、7,687万7,000円となります。

20款繰越金656万1,000円の追加で、3,656万1,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が9,670万円の追加で、31億1,240万円

となります。

2、歳出、2款総務費8,218万3,000円の追加で、4億4,582万2,000円となります。

1項総務管理費8,218万3,000円の追加で、4億721万4,000円となります。

3款民生費927万1,000円の追加で、7億7,440万3,000円となります。

1項社会福祉費927万1,000円の追加で、6億6,726万8,000円となります。

4款衛生費168万円の追加で、2億4,305万5,000円となります。

1項保健衛生費92万2,000円の追加で、1億4,064万円となります。

2項清掃費75万8,000円の追加で、1億241万5,000円となります。

5款労働費15万円の追加で、287万円となります。

1項労働費、同額であります。

8款土木費193万2,000円の追加で、4億2,450万5,000円となります。

2項道路橋りょう費193万2,000円の追加で、1億6,220万4,000円となります。

10款教育費148万4,000円の追加で、1億2,383万5,000円となります。

4項社会教育費148万4,000円の追加で、984万6,000円となります。

歳出合計が9,670万円の追加で、31億1,240万円となります。

次ページであります。第2表、継続費。2款総務費、1項総務管理費、事業名、役場庁舎建設事業、総額6億6,818万4,000円、令和元年度、年割額7,814万2,000円、令和2年度、年割額5億9,004万2,000円。

事項別明細書8ページ、歳出でございます。3、歳出、2款1項8目交通安全対策費51万9,000円の追加は、雇用促進住宅前交差点と緑が丘緑橋から道道に出る交差点のカーブミラー2基の修繕料であります。

9目諸費50万9,000円の追加で、2,339万5,000円となります。資料ナンバー4をご参照願います。上砂川町120年・開町70年記念事業の概要であります。本年上砂川町は明治32年4月の開拓以来120年、昭和24年1月の開町以来70年の記念すべき年に当たることから記念事業を実施するもので、事業概要につきましては自衛隊音楽隊及びしづき太鼓による演奏会を10月20日日曜日午後1時より体育センターにおいて開催、事業費は50万9,000円、6月補正。上砂川町出身の漫画家、山岸涼子氏によるトークショーを10月6日日曜日、ここに1時と書いておりますが、2時に変更になることもありますので、ご了承願いたいと思います。場所につきましては町民センターにおいて開催、事業費は148万4,000円、この2つの事業を今回本議会に補正予算計上しております。そのほかといたしまして、記念式典（特別功労表彰）を10月26日土曜日、町民センターにおいて開催、事業費は現在試算中でありますので、9月補正にて予算計上を検討しております。記念品としてスフェラスティックを全戸配布、配布時期につきましては11月を予定しております。事業費は1,956万5,000円で、当初予算計上済みです。プレミアムつき商品券発行事業は、通常10月のみの販売をしておりましたが、記念事業といたしまして4月に1,000セット追加販売をするもので、事業費は215万円、当初予算計上済みです。盆踊り、花火大会は8月13日開催で、花火に係る補助金の増額をするもので、増額事業費は100万円、当初予算計上済みです。記念誌及びリーフレットの作製は、本町の歴史を後世に継承するため作成するもので、事業費は338万8,000円、当初予算計上済みです。

また、4月14日開催の北海道素人そば生粉打ち名人大会を協賛事業として実施し、生そば2人前100セットが無料配布されたところあります。

予算書にお戻り願います。8節報償費5万円、11節需用費31万2,000円の計上は印刷製本費16万2,000円、食糧費15万円、12節役務費、手数料と

して8万7,000円、13節委託料6万円を計上するものであります。

11目地域振興費301万3,000円の追加で、2,647万円となります。日本ハム応援大使事業の少年野球教室経費として8節報償費に15万円、12節役務費、保険料3万円の計上、11節、消耗品は記念タオル完売につき追加販売用として100枚分10万円の計上、14節使用料及び賃借料は9月の観戦ツアーのバス借り上げ料として23万3,000円計上するものであります。19節負担金、補助及び交付金がありますが、自治総合センター助成金が該当になりましたので、自治会補助金としてイベント用テント12張、テーブル12台を整備するものであります。

13目役場庁舎建設費7,814万2,000円の追加で、2億1,324万2,000円となります。資料ナンバー5をご参照願います。庁舎建設に係る概算工事費の合計が3カ年で下段にあります10億5,673万9,000円、工事監理業務が1,918万4,000円、事業費合計が10億7,592万3,000円となるもので、点線で囲んでおります建築主体工事と工事監理業務6億6,818万4,000円については2カ年の継続費で実施し、建築主体工事総額が6億4,900万円で、本年度分については建物の基礎部分の出来形分として15節工事請負費7,476万7,000円、工事監理業務の総額が1,918万4,000円で、工事の出来形に合わせ13節委託料337万5,000円、合計7,814万2,000円を計上するものであります。

また、建設工事費のうちカーボン・マネジメント、省エネ対策事業につきましては項目出しをして計上しております。

予算書にお戻り願います。3款1項1目社会福祉総務費52万6,000円の追加は、障害者自立支援システムの改修経費の計上であります。

8目消費税対策商品券事業874万5,000円の追加で、874万5,000円となります。資料ナンバー6をご参照願います。1の目的であります。消費税率の引き上げに際し、低所得者、子育て世帯の消

費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするため国が創設した低所得者、子育て世帯向けの消費税対策プレミアムつき商品券を発行するもので、実施主体は上砂川町で、購入対象者は①として平成31年度住民税非課税者、②といたしましては2016年4月2日から2019年9月30日までに生まれたゼロ歳から3歳半までの子が属する世帯の世帯主で、購入単位と購入限度額は、購入単位は500円券10枚5,000円分1セットが4,000円で購入でき、1人当たり最大5セットまで購入できるため、購入限度額は3の①の該当者は利用可能額5セット分2万5,000円に世帯員数を乗じた額、3の②の該当者は利用可能額2万5,000円に子供の数を乗じた額となります。

5の購入手続の流れであります。7月から11月末まで申請を受け付け、9月中旬から随時購入引きかえ券を交付し、商品券の販売は9月中旬から2月末まで、商品券の使用期間は10月から3月末までとなっております。

予算書にお戻り願います。3節職員手当等49万8,000円、7節賃金、臨時筆耕分として33万円、11節需用費43万7,000円、12節役務費、郵便料32万1,000円、次ページであります。13節委託料707万9,000円、14節使用料及び賃借料8万円を計上するものであります。

4款1項2目予防費92万2,000円の追加で、1,249万6,000円となります。7節賃金11万7,000円の追加は、産休代替臨時保健師の賃金の計上であります。

資料ナンバー7をご参照願います。風疹の追加的対策事業の実施であります。経緯としては現在風疹が全国的に流行しており、患者の多数は法的な予防接種を受ける機会がない40歳から50歳代の男性であり、今後の風疹の発生及び蔓延を予防するため、国は令和4年3月31日までの時限措置として抗体検査及び定期予防接種を行うもので、対象者は昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性266人で、内容は風疹抗体検

査、風疹予防接種となります。助成額は、抗体検査、予防接種ともに全額助成、実施期間は平成31年4月1日から令和4年3月31日までの3年間で、全国の医療機関で受診ができ、対象者には郵送による個別通知で周知し、助成回数は各1回となります。

予算書にお戻り願います。11節、消耗品6万3,000円、12節役務費8万6,000円の計上は、個別通知用郵便料として3万6,000円、国保連合会への手数料として5万円、13節委託料は予防接種費用助成として65万6,000円を計上するものであります。

2項2目じん芥処理費75万8,000円の追加は、処分場の調整池防水シートの修繕料であります。

5款1項1目労働諸費15万円の追加で、287万円となります。資料ナンバー8をご参照願います。目的であります、地元企業の人手不足が深刻化する中、共通の課題を持つ自治体が連携して高校生及び大学生を対象に地元企業への就職を働きかけることにより、地元企業の人手不足解消及び若年層の地元就職促進を図ることを目的としており、構成市町は滝川市、赤平市、芦別市、上砂川町で、事務局は滝川市で受け持つこととなり、7月下旬には協議会を立ち上げる予定となっております。事業概要であります、保護者を対象とした就職支援セミナーの開催と学生向け企業見学ツアーの実施を予定しております。

予算書にお戻り願います。19節負担金、補助及び交付金、NAKASORAにこよう推進協議会負担金の計上であります。

8款2項1目道路維持費193万2,000円の追加は、地域要望に対応するため環境整備作業員を1名増員するものであります。

10款4項1目社会教育総務費148万4,000円の追加は、山岸涼子氏の記念講演会、トークショーの委託料の計上であります。

次に、6ページ、歳入であります。2、歳入、13款2項2目民生費補助金927万1,000円の追加

は、歳出同額を計上するものであります。

3目衛生費補助金26万8,000円の追加は、風疹追加対策事業の国庫補助金の計上であります。

17款1項1目基金繰入金7,810万円の追加は、庁舎建設用として公共施設等整備基金を繰り入れるものであります。

18款5項5目雑入250万円の追加は、歳出同額を計上するものであります。

20款1項1目繰越金656万1,000円の追加は、前年度繰越金を充当し、収支の均衡を図るものであります。

なお、12ページに継続費に関する調書を掲載しておりますので、後ほどご参照願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎休会について

○議長（大内兆春） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため、あす13日は休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、明日13日は休会することに決定いたしました。

なお、休会中については常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願いたします。

また、14日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方お願いをいたします。

◎散会の宣告

○議長（大内兆春） 本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

(散会 午前10時56分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 大 内 兆 春

署 名 議 員 伊 藤 充 章

署 名 議 員 吉 川 洋

上砂川町議会第2回定例会会議録（第2日）

6月14日（金曜日）午前10時00分 開議
午前10時42分 閉会

○議事日程 第2号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第20号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 4 議案第21号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について
- 第 5 議案第22号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について
- 第 6 議案第23号 令和元年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）
※ 議案第20号～第23号までは
質疑・討論・採決とする。
- 第 7 調査第 2号 所管事務調査について
- 第 8 派遣第 2号 議員派遣承認について
(追加日程)
- 第 9 意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

○会議録署名議員

3番 伊藤 充 章
4番 吉川 洋

◎開議の宣告

○議長（大内兆春） おはようございます。ただいまの出席議員は、堀内議員から欠席の届け出がありましたので、7名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

す。

定足数に達しておりますので、令和元年第2回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（大内兆春） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、3番、伊藤議員、4番、吉川議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（大内兆春） 日程第2、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇ 高橋成和議員

○議長（大内兆春） 8番、高橋副議長、ご登壇の上、発言願います。

○副議長（高橋成和） 令和元年第2回定例会に当たり、通告しております2件の質問をいたします。

1件目、かみすながわ炭鉱館の今後の活用についてですが、かみすながわ炭鉱館は平成6年に建設され、途中休止されていた期間はありましたが、平成25年より期間限定で再開され、現在は5月上

旬から10月下旬までのゴールデンウィーク、お盆休みを含め、土曜と日曜日に開館となっております。

この施設は、上砂川町が石炭産業とともに繁栄してきたことや先人が築き上げてきた石炭の採炭技術や町の歴史を後世に伝えていくことが当初の建設に至った経緯かと認識しております。施設の展示物につきましては、平成6年以降町民からの協力により収集保存されていてふえてきてはおりますが、平成5年の建設以降25年経過しており、これまでの経過を紹介する展示については施設が休止されている期間もありましたので、手を加えられていない状況かと思えます。

閉山後、町内においては古い歴史のある建造物を取り壊され、新しい公共施設が建設され、さまざまな出来事があると思えますし、これまで町内に進出し、躍進している企業もあることから、25年の歴史の記録を振り返れるよう現状のスペースの中で収蔵資料の積極的な活用を図ることによりリニューアルできないかと感じているところです。

本年度は開基120周年、開町70周年という記念すべき年であり、現在も記念誌作成に向けて準備作業が進められている状況ですが、開拓につきましては母村である福井市鶉地区との交流が小中学校において活発になっていますことから、教育や生涯学習の機運を高めることを目的に開拓記録の資料の展示や母村である福井にかかわる展示について、これまで以上に充実させることができないか感じております。町民や町内の出身者がこれからも上砂川に住んでいたことに誇りを持つよう、開拓の歴史を後世にしっかりと伝えられる施設にしていくことが今後望ましいかと思えますが、町としてかみすながわ炭鉱館のあり方と今後の活用方針についてお伺いたします。

2件目、町内で開催される同窓会への支援についてですが、人口減少などにより近年Uターンや地域経済の活性化、ふるさと会への加入を目的に同窓会の開催に対して少額ではありますが、補助

金を交付するという自治体が地方でふえてきており、近隣におきましても秩父別町や増毛町が取り組んでいるそうです。事業に対しての効果は未知数であり、私も調べてはおりませんが、対象となる本町の出身者にとりましても非常に喜ばれることと自治体においてもふるさとに愛着を持ってもらうための画期的な取り組みと思えますので、同窓会の補助制度の取り組みについて本町としての考えをお伺いたします。

町内の同窓会の現状ですが、パンケの湯を利用している開催については、同窓会の団体利用者数も少しずつふえてきているようで、パンケの湯で調べていただいたところ、小学校、中学校、高校、町内企業のOB会も含め、平成29年度においては8件133名であり、平成30年度においては13件223名まで利用者数があるようで、昨年は胆振東部地震の影響等もあり、利用客数が激減した中で、少しずつではございますが、同窓会の利用は伸びているように感じております。

私も町内の中学校を卒業して30年が経過いたしました。同級生も町内に親族はいるのですが、進学や就職でこの町を離れる方がほとんどであります。ふるさとへの思いは、人それぞれ違いますが、生まれ育ったふるさとへの愛着というのは皆同じ気持ちであり、上砂川町内において同窓会を開催したいという方が多いのかと思えます。現状を見ますと、町内に夕方から開催できる施設というのは、現在パンケの湯のみとなりましたので、遠方からの参加者を含め、他市町の飲食店で開催されるケースが多いとの話を聞きます。

現在、町では同窓会の団体対象者にふるさと納税のPRや観光パンフレットを配付されているとのことですが、前段申し上げた同窓会の補助金交付とはいかなくても上砂川町内に存在し、小中学校等を卒業された方などをターゲットに町の特産品や記念品をプレゼントするとか、あるいは短い時間でもよいので、バス等で説明員をつけて町内の施設を探索していただき、お土産の購入だけで

はなく、実際に将来帰省していただけるきっかけづくりになるような取り組みができないかと思いますが、町としての考えをお聞かせ願います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（大内兆春） ただいまの8番、高橋副議長の質問に対し、答弁を求めてまいります。浅利企画課長。

○企画課長（浅利基行） 8番、高橋議員の1件目のご質問、かみすながわ炭鉱館の今後の活用についてお答えいたします。

炭鉱館につきましては、炭鉱の歴史を後世に継承するため平成5年に開館し、平成17年に休館といたしました。平成25年度に町民ボランティアが主体となり開館、また平成27年度からは町において5月から10月まで土曜日と日曜日、お盆期間を開館しております。

炭鉱館の展示物につきましては、石炭を採炭するための機械や水力採炭機、道具等の展示、さらに炭鉱住宅の生活文化の様子などをうかがうことができるもののほか、年表や炭鉱の隆盛期の写真、石炭を使った絵画、また町民より寄贈された資料等について展示しているところであります。

建設以降25年経過し、その間の歴史が振り返ることのできるような資料の活用や開基120年、開町70年という記念すべき年であることから、母村である福井市鶉地区や開拓記録の資料など展示できないかとのことをございますが、前段申し上げたとおり炭鉱館は炭鉱の歴史を後世に伝えるための施設でありますので、新たな資料に入れかえたりすることも難しいと考えますので、既存の展示物や資料をよい状態でしっかりと保存しながら、町民より炭鉱に関係する資料の提供があれば展示スペースを考慮し、引き続き展示を行ってまいりますことを申し上げ、答弁といたします。

次に、2件目の町内で開催される同窓会への支援についてであります。ふるさと納税のPRや地域経済の活性化、ふるさと回帰のきっかけづくり等を目的に同窓会の開催に対し補助金を交付す

る自治体があり、議員ご指摘のとおり秩父別町と増毛町で補助金が交付されており、秩父別町では10名以上の参加で町内の飲食店を利用した場合、参加者1名に対し1,000円が補助されており、増毛町では15名以上の参加で町内で開催されるものに対し、30名以上の参加で5万円、30名に満たない場合は3万円の商品券を交付しております。

パンケの湯においては、小中学校、高校の同窓会や町内企業のOB会などの利用が近年少しずつではありますが、ふえてきており、現在は観光パンフやふるさと納税のチラシの配付、また希望があれば温泉バスによる町内を案内することも既に行っております。

同窓会開催に対する補助金の交付や町特産品、記念品のプレゼント、バス等での説明員をつけての町内施設の見学等の取り組みにつきましては、先行自治体の効果検証を参考に検討したいと考えていますが、当面パンケの湯において同窓会プランを設定するなど将来帰省するきっかけとなる取り組みについての検討を行いますことを申し上げ、答弁といたします。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○副議長（高橋成和） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

◇ 小澤一文 議員

○議長（大内兆春） 次、1番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○1番（小澤一文） 若者の移住、定住策の促進について質問をいたします。

本町では、誘致企業などで働く多くの従業員の皆さんが町外から通勤している現状があります。その多くは、20代前半の若い青年の皆さんです。そして、彼らが生活の基盤を町外に置いている理由の一つに、本町には単身者向け住宅が決定的に少ないことが挙げられます。長い期間、既存の単

身者向け住宅にあきが出ないことや民間の賃貸住宅の不足が大きく影響し、彼らの移住、定住の促進につながらない状況が続いてきたのではないのでしょうか。

本町では、かねてより「上砂川町ちょっと暮らし体験事業」など若い彼らの移住、定住を奨励する多様な対策を検討し、実施してきたことは承知しています。また、こうした人口減対策は全国の自治体にとって重要な課題の一つになっています。上砂川町を選んで住んでもらうためには、形が変わったとしても積極的な政策の継続が最も有効な対策であると考えます。

具体的には、万全な住宅対策で受け入れの環境を整えることが急務であり、不可欠です。しかしながら、新たな単身者向け住宅の建設には増加する町営住宅の空き家の現状や財政負担の厳しい状況があります。また、民間賃貸住宅に関してはニーズはあるものの、残念ながら賃貸住宅不足の解消には至っておりません。さらには、住宅設備のグレードがアップしたことによって家賃の相場が5万円から6万円もするような物件となり、収入の低い20代前半の若者が入居できる住宅の対象とはなり得ない状況です。こうした意味においても若者の移住、定住に対する住宅支援のあり方について検討を要するのではないのでしょうか。大変に難しい問題であり、課題でもありますが、移住、定住策の促進に関連して2点お伺いします。

1、本町における単身者向け住宅の拡充と若者の移住、定住の現状についての見解をお伺いいたします。

2、移住、定住対策の空き家バンク、空き地バンクについてですが、ホームページでの掲載物件数は多くはありませんが、特に空き家バンクでは高い割合で成約をいただいているようです。そこで、成約によって発生した人の変動状況並びに今後の取り組みについてお尋ねします。

次に、道路整備事業における町道の舗装改修についてお伺いします。今般町道に経年劣化による

路面のひび割れや凹凸をよく見受けます。この路面のひび割れに沿ってアスファルトが盛り上がり、排水溝のグレーチングのおさまりが悪かったり、ひび割れが段差となり、歩行者、特に高齢者が歩行中につまずいたり、自転車のハンドルがとられ、転倒し、重大な事故につながるものが予想されます。また、時間の経過とともに雨水が入り込むとさらに路面の状態が著しく悪くなり、道路寿命を縮めることにもなっています。

一般的にですが、交通量の違いなどの条件によっても変わりますが、アスファルトの寿命は10年と言われているようです。ただ、微細なひび割れの状態であれば路盤までひび割れは到達しておらず、クラック補修材を使用するだけの簡易な補修で済み、安価でアスファルトの寿命を画的に延ばすことができます。こうした初期段階での対応は、経費の節約にも貢献することにつながります。また、現在ではアスファルトの寿命を延ばすには予防保全型の管理手法が重要と言われ、効率的かつ効果的な維持管理が求められています。

本町の道路維持及び舗装補修工事には、今年度は当初予算で500万円が計上されていますが、十分とは言えない予算の中で大変にご苦勞されておられると思います。このような状況の中、総延長31.5キロの町道を中長期的に計画を立て維持、整備をされていると考えますが、クラックが目立つ状態の悪い道路については安心、安全のために優先して早目の対応で整備の徹底をすべきではないのでしょうか。

また、今年度の事業計画では町道北線道路改良舗装工事が計画されておりますが、今後の町道の舗装整備についての方針をお伺いし、私の質問を終わります。

○議長（大内兆春） ただいまの1番、小澤議員の質問に対し、順次答弁を求めてまいります。初めに、佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤康弘） 1番、小澤議員の1件目のご質問、単身者向け住宅の拡充についてお答

えいたします。

初めに、町内の単身者向け住宅の状況でありませんが、町で管理する住宅が中央に3棟24戸、朝駒に2棟16戸、本町に1棟8戸の合計6棟48戸となっております。家賃につきましては、入居促進を図ることを目的に、中央は2万6,000円の家賃を平成22年4月から1万6,000円に引き下げ、朝駒は平成24年4月から、本町は平成28年4月から2万8,000円の家賃を1万8,000円に引き下げしております。

次に、民間賃貸住宅につきましては、町内企業に勤める従業員や町外からの移住施策推進のため、民間による賃貸住宅の促進を図るべく建設費補助制度を創設し、平成30年3月に中央地区と鶺本町地区に合わせて2棟16戸の単身者向け住宅が建設されました。家賃につきましては、この補助制度の活用により中央は家賃、共益費、駐車場を含め月額4万3,000円、鶺本町は家賃と共益費で月額3万8,000円と近隣の同程度の住宅家賃が8万円前後でありますので、半額程度と大幅な低家賃化を図ることができ、さらには移住促進を図るため民間賃貸住宅家賃助成制度も創設し、月額5,000円を5年を限度に助成しております。民間賃貸住宅の入居に当たっては、町内の誘致企業に入居依頼やチラシを配付するなど入居促進を図り、希望者は少なかったものの、6名の方が町外から入居しております。

議員ご質問の1点目、本町における単身者住宅の拡充と若者の移住、定住の現状についての見解についてであります。単身者住宅につきましては5月末現在で町で管理する単身者住宅で5戸、民間賃貸住宅で1戸が空戸となっており、現在の入居希望もしくは問い合わせの状況を鑑みますと必ずしも不足している状況にはありませんが、移住、定住施策を進める上で特に町外から町内誘致企業に勤めている従業員に対し、引き続き世帯向け住宅も含め、就業者奨励金等制度のPRや空き家の情報発信に努め、ニーズに即した住宅制度を

進めてまいります。

次に、ご質問の2点目、空き家バンクでの成約によって発生した人の変動状況並びに今後の取り組みについてであります。空き家バンク登録についてはホームページのほか、固定資産税の納付書発送時にチラシを同封し、空き家、空き地バンクへの登録を促すPRを行い、これまでに空き家で13件、空き地で9件の登録があり、そのうち空き家9件、空き地4件の約半数が売買成約されており、町外居住者の空き家購入は2件で4名の移住、定住につながっており、多くはありませんが、一定の成果があったと考えており、引き続き空き家、空き地バンクの登録制度の推進に努めてまいります。

いずれにいたしましても、若者の移住、定住に対する住宅支援につきましては、若者のニーズを把握した上で引き続き快適な住環境の提供に向けて取り組んでまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（大内兆春） 次に、三原建設課技師長。

○建設課技師長（三原浩明） 1番、小澤議員2件目のご質問、町道の舗装整備についてお答えいたします。

現在の町道は、議員ご指摘のとおり経年劣化による路面ひび割れや凹凸がある道路が多くあることから、道路ストック管理規定を定め、平成27年度に26.42キロメートルの舗装路面調査を実施し、12.35キロメートルの舗装補修が必要となる結果となったところであります。

舗装補修に当たっては、クラック補修材を使用して補修する予防保全は舗装の延命や経費節減につながるものと考えられますが、ひび割れや凹凸の主な要因は積雪寒冷による凍上などにより道路の土台であります路盤が不良となり、路盤改良舗装工事を優先していかなければならない状況であります。また、当初予算の道路維持及び舗装補修工事の500万円は雪解け後のポットホールなどの舗装補修や側溝、縁石の補修費用と道路の小破修

繕を実施しているところで、舗装整備については別途予算計上をして実施しているところでございます。

中長期的な整備計画は、舗装路面調査をもとに計画を立てており、優先度が一番高い鶉北線から整備を計画し、交付金による整備を検討しましたが、全国的に要望が多いことから本来交付される額の3割から5割程度しか見込めず、整備基準も交通量に見合わない厚さが求められ、メートル当たりの単価が高くなり、整備の進捗率に影響するものと判断したところです。そのため、鶉北線については単独費による工事とし、上水道工事とあわせて実施することにより後年度の凹凸防止を視野に平成30年度より舗装整備を進めているところであります。

今後についても整備計画をもとに道路改良舗装工事が主となりますが、緊急度、優先度を考慮しつつ、上水道工事と同時整備や切削オーバーレイという全面舗装を含め、道路利用者の安全、安心の確保に努めた道路整備を進めてまいりますことを申し上げ、答弁といたします。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○1番（小澤一文） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

◇ 越 前 等 議 員

○議長（大内兆春） 次、2番、越前議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（越前 等） 6月6日、札幌中央区で2歳の女の幼児が衰弱死し、全身にあざがあり、虐待かと事件扱いで現在調査中であります。滋賀県大津市で散歩中の保育園児が亡くなる交通事故、神奈川県川崎市の児童を含む19人が死傷した通り魔事件などがあり、児童の安全対策を今まで以上に対策を強化していただきたいと思っております。

町、教育委員会、学校、保護者などの登校、下

校時の見守りに努める、町内会、老人クラブ、警察などによる日常的な安全、交通安全パトロールをする姿を見せる活動を行い、町、教育委員会や学校、保護者、町内会、老人クラブ、警察などによる安全、安心ネットワークをつくり、進めるべきだと思います。生活安全や交通安全パトロールを含めて進めるべきではないでしょうか。

また、高齢者等の交通事故をテレビニュースなどで見ていると、道路を逆走して交差点内で事故を起こしているような、このようなニュースなどを見ていると高齢者の運転免許証の返納等をもっと進めていくことが考えることなのかもしれませんが、町としてどのように進めていくかお伺いいたします。

○議長（大内兆春） ただいまの2番、越前議員の質問に対し、順次答弁を求めてまいります。初めに、斉藤教育次長。

○教育次長（斉藤琢也） 2番、越前議員の1点目のご質問、児童の安全対策についてお答えいたします。

園児、児童の安全対策につきましては、過去にも平成13年6月の大阪教育大学附属池田小学校事件や平成23年4月の鹿沼市クレーン車暴走事故により何の落ち度がない多くの子供たちが犠牲となる事案が発生し、その都度全国の学校等において安全対策の検討や措置が行われてきておりました。しかしながら、議員がおっしゃるとおり本年5月、大津市や川崎市において幼い園児や小学生が巻き込まれる悲惨な事故、事件が発生してしまいました。犠牲になられた方々に対しまして、謹んでお悔やみ申し上げますところでございます。

さて、当町における子供たちの安全対策ではありますが、認定こども園ふたばにおいては厚生労働省が策定する保育所保育指針と当町で策定した上砂川町認定こども園ふたば安全管理マニュアルに基づき、保育教諭園内研修等で散歩コースの安全確認について情報共有を行い、散歩の際には園児たちの列の先頭と最後尾に必ず保育教諭を配置

し、事故に遭わないよう安全対策に努めているところでございます。

また、小学校におきましては、かなりの児童が保護者の自家用車にて登下校する実態はございますが、学校で策定する学校経営計画に基づき通学路の指定、登下校時の安全指導、校外外での不審者に対する対応を実施することとしており、日ごろより児童、教員ともに安全対策に努めているところでございます。

教育委員会も事件の翌日、町内通学路の巡回を行い、警察においては春の交通安全週間に引き続き小学校の登下校の時間帯にパトロール等を実施するなど、おのおの対策を講じているところでございます。

いずれにいたしましても、各学校、認定こども園を初め、婦人交通指導員や防犯協会、子ども110番の家などと連携しながら子供たちの交通安全のみならず、子供たちが被害に遭わないよう取り組みを強化していくことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（大内兆春） 次に、白土住民課長。

○住民課長（白土ゆかり） 2番、越前議員の2点目のご質問、高齢者の運転免許証の返納等についてお答えいたします。

高齢ドライバーによる重大な交通死亡事故が全国で相次ぎ、事故を起こした高齢者の中にはほかの方が起こした事故のニュースを見て運転免許証の自主返納を検討していた方もいたとの報道があり、もう少し早く返納していれば事故を起こさずに済んだ可能性もあるなど深刻な状況にあります。

本町においては、幸いにして高齢者に起因する重大な交通事故は発生しておりませんが、高齢化が進む中、加齢に伴う認知機能の低下や反射神経の衰えを感じつつも通院等のため運転を続ける方がいらっしゃると思われま。そうしたご本人やご家族が運転免許証の自主返納を検討し、返納しやすいようにと昨年7月から高齢者運転免許証自

主返納支援事業を開始いたしました。

支援内容は、タクシー利用助成券5万円分とし、他市町より充実した内容としたことから、町の想定以上に多くの方が本事業を利用し、本年5月末までの返納者数は44名となっております。これは、事業開始前の運転免許証返納者が10名ほどでしたので、大幅に増加しており、高齢者の交通安全対策に一定の成果があると考えております。

運転免許証の返納は、個人の身体能力の差や生活状況の違いもあり、年齢で一律に規定することはできないものではございますが、本事業を実施することで高齢者が運転を卒業することを検討し、ひいては交通事故を回避できるよう今後も周知に努めてまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

○議長（大内兆春） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○2番（越前 等） ありません。

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

◎議案第20号 議案第21号 議案第22号
議案第23号

○議長（大内兆春） 日程第3、議案第20号から日程第6、議案第23号については既に提案理由並びに内容の説明が終了いたしておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第20号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第20号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第21号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第21号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 北海道市町村総合事務組合理約の変更について、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第22号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第22号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、原案のとおり決定いたします。

日程第6、議案第23号 令和元年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより議案第23号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 令和元年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定しました。

◎調査第2号

○議長（大内兆春） 日程第7、調査第2号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、行政常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第72条及び第74条の規定により所管事務調査と閉会中の継続調査についての申し出がありましたので、委員

長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎派遣第2号

○議長（大内兆春） 日程第8、派遣第2号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されていますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（大内兆春） ただいま議長の手元に意見書案1件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎意見書案第1号

○議長（大内兆春） 日程第9、意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について議題といたします。

8番、高橋副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（高橋成和） 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和元年6月14日

上砂川町議会議長 大内兆春様

提出議員 高橋成和

賛成議員 数馬 尚 吉川 洋

本文を読み上げ、内容の説明とさせていただきます。

意見書案第1号

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引

き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年6月14日

上砂川町議会議長 大内 兆 春

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
農林水産大臣、国土交通大臣。

以上でございます。

○議長（大内兆春） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大内兆春） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（大内兆春） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしましたので、令和元年第2回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（閉会 午前10時42分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 大 内 兆 春

署 名 議 員 伊 藤 充 章

署 名 議 員 吉 川 洋